



田村市告示第30号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は同法同条第2項の規定による告示の日から生ずる。

大越町上大越字後原に編入する区域

字 名	地 番
大越町上大越字入山	13の2
大越町上大越字堂平	56の4、58の1
大越町上大越字中平	60の11、86の1、87の1

平成30年3月16日

田村市長 本 田 仁

